

第2章 消防同意審査要領

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別記1を参考とすること。

1 共通事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物(棟)ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。◆①
- (2) 政令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物(別記2(A)欄に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。)の区分に応じ、別記2(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分(これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。)に機能的に従属していると認められる部分(これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。)で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分(ショッピングセンター、パチンコ店等に従属する駐車場を除く。)の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、給排水、空調等)等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、次のおおむね(a)及び(b)に該当し、かつ、別記2(C)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有していないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、

従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a. (a) 及び(b)に該当し、かつ、別記2(D)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分(政令別表第1(2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)

なお、共用される部分の床面積の按分は次によること。

(ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は各階の用途の床面積に応じて按分すること。

(イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用実態に適応したものとするよう指導すること。

(5) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。(第1-1表参照)

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途

に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 政令別表防火対象物の用途に供される部分が2以上あるときは、政令別表防火対象物と一般住宅(独立した一つの用途として取り扱われる。)の複合用途防火対象物に該当するものであるが、前(2). イを適用し、最終的に単体の政令別表防火対象物に該当するか、又は複合用途防火対象物に該当するか判断すること。

例

	(15)項 150㎡	住宅50㎡
	(15)項 200㎡	
	〃 〃	
	〃 〃	
	〃 〃	
GL	(15)項 140㎡	(4)項 60㎡

この場合、(4)項、(15)項、一般住宅の複合用途防火対象物であるが、(15)項部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、(4)項及び一般住宅部分の床面積の合計が300㎡未満であるので、政令別表第1(15)項の防火対象物として取り扱う。

オ 一般住宅は、前(2). アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

カ 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

第1-1表

判 定	例 示	項
住 宅 > 令別表項で 50㎡以下の もの	住 宅 令	一 般 住 宅
住 宅 < 令 別 表 項	令 住 宅	令 別 表 項
住 宅 > 令別表項で 50㎡超えの もの	住 宅 令	複 合 用 途
住 宅 ≡ 令 別 表 項	令 住 宅	複 合 用 途

〔備考〕

- ① 1. (5)ウの「おおむね等しい」とは、その差が延べ面積の10%以下のものをいう。
 - ② 一般住宅と政令別表第1(5)項口が存する場合は、一般住宅は同表(5項)口として取扱うものとする。
- (6) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (8) 防火対象物の外観、名称等が(1)項から(14)項までに該当しない場合であっても安易に(15)項として適用するのは避け、あくまでその実態により判断すること。

2 項ごとの適用事項

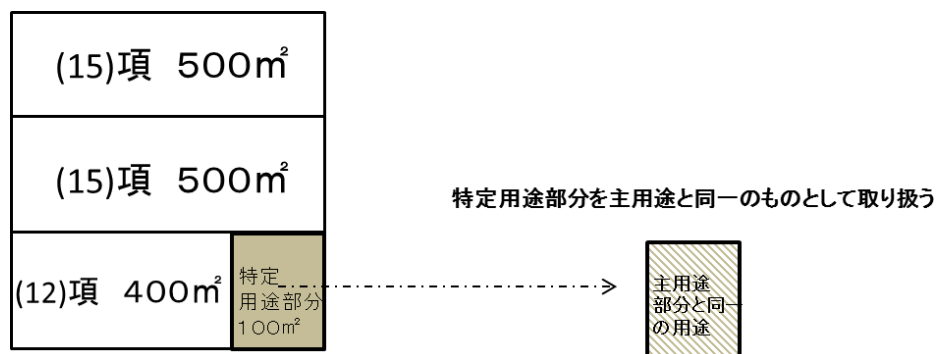
複合用途防火対象物の取扱い

- (1) 前1.(2)又は(5)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、同表の(1)項、(2)項イ、ロ、ハ、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)若しくはハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。)、ニ、又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分(以下「特定用途部分」という。)が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。この場合、当該特定用途部分は、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ床面積の10%以下であること。

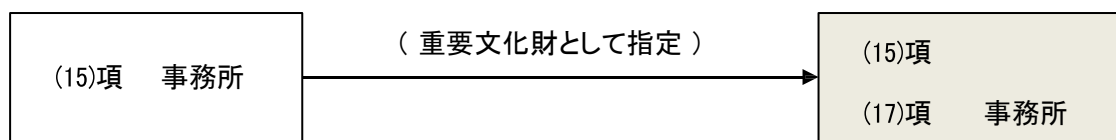
イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

例



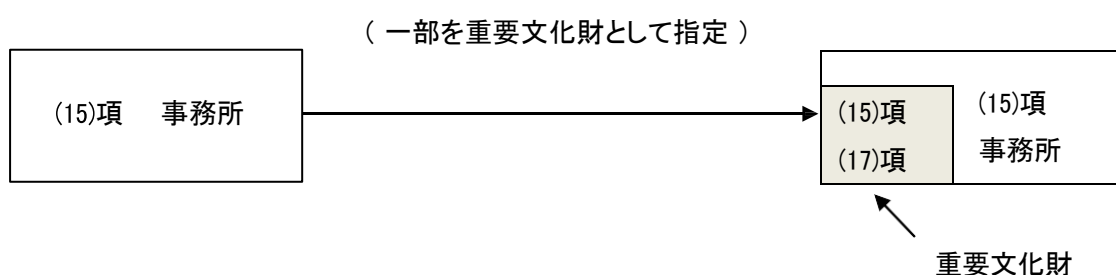
- (2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって(政令第2章第3節を適用する場合に限る。)、それぞれ区画された部分ごとに前1.(2).イ及び前(1)を適用するものであること。
- (3) 重要文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。)として指定された建築物の取扱いは次によること。
- ア 政令別表第1(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

例



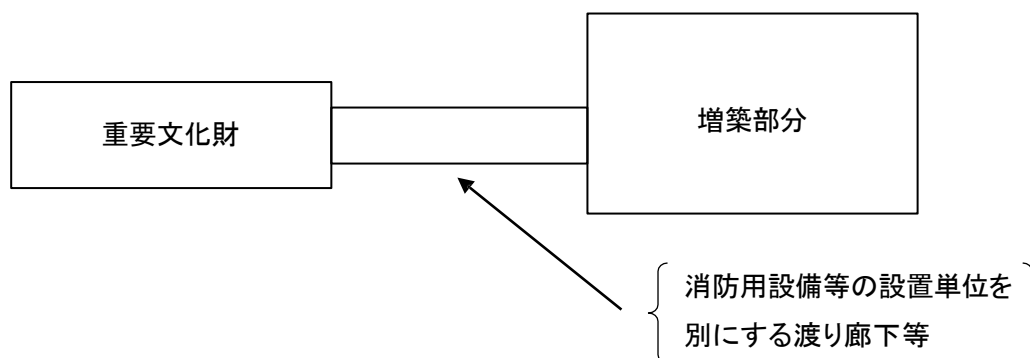
イ 政令別表第1(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は(17)項の防火対象物である他、(1)項から(16)項の防火対象物又はその部分であること。
従って、防火対象物全体は(1)項から(16)項に掲げる防火対象物である他、(17)項の部分を含む複合用途防火対象物として取り扱うこと。

例



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に政令別表第1(1)項から(16の2)項に掲げる防火対象物を増築(法第17条の2の5第2項に該当)した場合は、現行基準に適合する必要があること。なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令第32条の適用又は第2「消防用設備等の設置単位」の適用について考慮すること。

例



(4) 政令別表第1(6)項イにおける(1)から(4)までの区分及び(6)項ロ、ハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類(以下「詳細分類」という。)を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって政令第1条の2第2項に規定する「二以上の用途」とするべきものではなく、複合用途防火対象物として取り扱うものではないこと。◆②

- ◆①「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号)
- ◆②「消防用設備等に係る執務資料の送付について」(平成27年2月26日消防予第80号)問1